
QA38 抹茶を加えたせん茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。

また、抹茶を原料に含むペットボトル飲料などのうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。

一方、抹茶を原料に含むペットボトル飲料などのうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日